指定要件改正の基本的な考え方
（東京都がん診療連携拠点病院）

改正のポイント

東京都がん診療連携拠点病院は、「がん診療連携拠点病院と同等の高度な診療機能を有する医療施設」として東京都知事が指定する病院であることを踏まえ、次のとおり、現行要件を改正する。

原則として、がん診療連携拠点病院の新要件と同様の要件とする。

ただし、相当の理由がある場合は、個別に判断する。

（基本的な考え方）

＊　原則、国拠点病院の新要件と同じ要件とするが、一定期間猶予を与えれば、満たすことができる以下に関しては、経過措置を設ける。

相談支援に携わる者は、国立がん研究センターの研修を受講しなければならないが、研修には、受講可能人数など制約があり、要件を満たすのに必要な院内の体制整備を行うことができない場合がある。そのため、経過措置を設け、猶予期間を与える。

※　都独自の補助金制度あり

指定要件改正の基本的な考え方

（東京都がん診療連携協力病院）

改正のポイント

東京都がん診療連携協力病院は、都が指定する、がんの部位（肺・胃・大腸・肝・乳及び前立腺）ごとに充実した診療機能を持つ病院であることを踏まえ、次のとおり、現行要件を改正する。

① 診療機能（医療安全の推進等を含む）については、原則、がん診療連携拠点病院の新要件と同様の要件とする。

ただし、部位ごとの指定であることを考慮して、放射線治療における他施設との連携などについては、例外として一部要件緩和や特例措置を行う。

（要件緩和の基本的な考え方）

＊　特定のがん種ごとに指定を行っているため、要件を一律にすることがなじまない。また、特定のがん種について充実した診療機能を持っていることを求めていることから、例外として要件の一部緩和や特例措置を行う。

（特例措置の例示）

＊　胃がん、肝がん又は大腸がんのいずれかについて指定を受けようとする場合で、放射線治療について専門医等の配置がない場合は、他の医療機関から協力が得られる体制を確保

② 地域の支援機能として行う、地域の関係者などを集めた研修会などは、必要に応じて、要件を一部緩和する。

（要件緩和の基本的な考え方）

＊　研修の開催などについては、拠点病院の新要件において、拠点病院を中心とする役割として定められているため、協力病院に関しては、一部要件を緩和する。

（要件緩和の例示）

＊　当該医療圏において、地域の医療機関や在宅診療所等の医療・介護従事者とがんに関する医療提供体制や社会的支援のあり方について情報を共有し、役割分担や支援等について、議論する場を年１回以上設けることの「望ましい」要件化　など

※　都による補助金制度なし

認定要件改正の基本的な考え方

（東京都小児がん診療病院）

改正のポイント

都は、小児がん患者の診療実績のある都内の病院を「東京都小児がん診療病院」として独自に認定している。また、都内２か所の小児がん拠点病院と１１か所の東京都小児がん診療病院による「東京都小児がん診療連携ネットワーク」を構築し、連携して医療提供体制を確保している。このことを踏まえ、次のとおり、現行要件を改正する。

小児がん拠点病院の「ＡＹＡ世代への対応の強化」や「ＰＤＣＡサイクル」「医療安全の推進」等の新要件を基礎とし、ネットワークの構築・施設間の連携を目指す制度であることを鑑み、要件の一部緩和などを行う。

（要件緩和の基本的な考え方）

＊　小児がん拠点病院と同様の診療体制を求めるが、診療実績については、要件緩和を行う。

（要件緩和の例示）

＊　症例数の下限については、全ての要件を満たさなくても、現行の要件を参考にし、いずれかの症例数の要件を満たしていればよいとする。

＊　地域ブロック協議会において、情報共有等を行うことについては、要件緩和を行う。　　など

※　都による補助金制度なし